

## 市野谷自治会ふれあいまつり実行委員会規約

(名称)

### 第1条

本会は、市野谷自治会ふれあいまつり実行委員会（以下「本会」という。）という。

(目的)

### 第2条

本会は、市野谷自治会ふれあいまつりを企画、設営、運営をスムーズに行うことにより、まつりを通して、地域住民間の交流を図り、地域コミュニティの向上に寄与することを目的とする。

(事業)

### 第3条

本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 1) 市野谷自治会ふれあいまつりの企画、設営、運営を行う。
- 2) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

### 第4条

本会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	若干名
会計	1名
監事	2名
委員	若干名

(役員の仕事)

### 第5条

委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員は、会務の執行を決定するとともに、担当との連絡調整をする。

(役員の仕事)

### 第6条

役員の仕事は、1年間とする。

(会議)

第7条

本会の会議は、実行委員会とする。

2 実行委員会は、役員をもって構成する。

(会議の招集)

第8条

本会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 実行委員会の議決は、出席役員の過半数の同意をもって決定する。

3 実行委員会は、議決した事業方針に基づく事業の執行に関すること及びその他の会務に関する事項を決定する。

(経費)

第9条

本会の経費は、自治会からの助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第10条

本会の事務を処理するため、事務局を市野谷自治会館に置く。

附則

この規約は、令和4年8月6日から施行する。